

心身に障害のある人を支えます 福祉サービスいろいろ

市では、心身に障害のある人の生活を支え、喜びや生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな福祉サービスを提供しています。気軽に相談してください。

在宅で受けるサービス

●**居宅介護（ホームヘルプ）**
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。



●訪問入浴サービス

重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。

●移動支援事業

買い物などの用事があり、外出するとき、移動の手伝いをします。

施設で受けるサービス

●児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

●放課後等デイサービス

就学している児童に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などを放課後や休日に行います。

●短期入所

家族が病気、冠婚葬祭などで一時的に介護できなくなったとき、短期間、施設で入浴や食事などの介護をします。

●グループホーム・ケアホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

●福祉作業所などへの通所

障害などがあって雇用されるのが難しい人に、通所により必要な訓練を行います。

助成サービス

●医療費の助成

心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成します。

●難病療養者医療費助成

特定疾患療養者と小児慢性特

定疾患療養者の医療費の自己負担額を助成します。

＜特定疾患療養者・小児慢性特定疾患療養者＞

月額／14,000円まで（入院）、2,000円まで（通院）
＜重症認定者＞

月額／2,000円

●福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券を交付します。

●補装具費の支給

つえ、補聴器、車いす、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部を助成します。
※要事前申請

生活保障

●特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に支給します。

月額／26,260円

●特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給します。

月額／50,400円（1級）、33,570円（2級）

●障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給します。

月額／14,280円

●**ねたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当**
在宅の寝たきり身体障害者、または重度知的障害者を介護している人に支給します。

※特別障害者手当などを受給している場合は除く。

月額／8,650円

●心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万一のことがあった場合、残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

給付サービス

●日常生活用具などの給付

在宅障害者（児）に日常生活用具（ストマ器具、紙おむつ、歩行補助つえなど）を給付します。
※要事前申請

各種サービスには利用者負担や所得の制限があります。利用の際に確認してください。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351